

平成21年9月 定例会（第3回）会議録（抜粋）

◆19番（小川利枝子君） おはようございます。通告に従いまして、一般質問いたします。

質問の第1の項目は、本市の最重要課題である子育て支援策の拡充について、次世代育成支援対策行動計画に基づき質問いたします。

子育て対策がようやく政治や行政の最重要施策に躍り出た今、これからの子育て支援を進めていく上で何が重要なのか、教育者が語る注視すべきと考えられる指摘が私の心にとまりました。それは、ある新聞に掲載されていたもので、静岡大学馬居教授の「家庭と社会の子育て力」と題する教育エッセーでございます。その中で、教授は、3年前に八丈島で少子・高齢化に関する講演会を行った際、母親から、「先生、御存じですか、妊娠すると、貧乏になるの」と質問されたそうです。戸惑う教授にその母親は、健診費用、回数、交通費、上の子供の世話を頼む大変さなどを語りました。馬居教授は、1990年代初めから少子化に関心を持ち、子育て支援の課題を最も知る研究者と自負してまいりましたが、妊婦健診までさかのぼる視点はなかったと、そのとき、御自身の不明を大変恥じたそうでございます。

健診は母子の健康を守るために必要ですが、その負担が、小さな家庭で賄える範囲を超えるとすればどうなるのか。命の再生産という、国と社会にとって最も重要かつ崇高な作業が、スタート時から揺らぐこととなります。教授は、この母親の妊婦健診という一例を投げかけながら、今の子育て家庭の問題は、命をはぐくむ仕組みとその位置づけの変化にあり、それゆえに個々の家庭や地域のレベルを越え、国や自治体の施策での対応が求められているということを理解する必要があると語っております。そして、それらの変化を十分に認識し、現場の実情を知ることが、これからの子育て支援を進めていく上で、大変重要かつ不可欠であると強く指摘をされております。

これはつまり、行政として、子育ての現場で生じている問題を一つ一つしっかり把握し、受けとめていこうとする心がなければ、幾ら施策を講じても、市民が求める本来の支援には決して結びついていかないということを示唆しているのではないのでしょうか。さらに、教授は70年ないし80年代の子育て時代には考えも及ばなかった、人の命が生まれ育つ家庭に入り込む行政支援が求められている今、社会全体の子供の位置づけの転換が急務の課題であると断言されております。

本市におきましては、家庭と地域の子育て力の向上や、セーフティネットの再構築など、地域ぐるみで子育て支援する仕組みが求められる中、「子育て・子育てを地域(みんな)で支えるまち習志野」を合言葉に、従前の考えからもっと広い視野に立ち、これからの本市の子育て支援を総合的に考え、こども園を核とした新しい子育て支援体制の確立・整備を目指し、計画を推進していると認識いたしております。こども園計画は、まさに本市における子供の位置づけの大転換であり、今日までの当局の御努力に敬意を表すとともに、その歩みを手戻りすることなく、着実に進めていっていただきたいと切に願い、大変期待をいたしております。

そこで、初めに、こども園整備計画と、既存市立幼稚園及び市立保育所の再編についてお尋ねいたします。

本年6月1日から30日にかけて実施いたしましたこども園再編計画に関するパブリックコメントの実施結果について、市民の声をどのように受けとめ、今後の事業推進に活用し、対応していくのでしょうか、お伺いいたします。

次に、子供の医療費等助成事業の取り組みについてお尋ねいたします。

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、この助成制度が全国各地の自治体で充実し、より活発化してまいりました。千葉県では、5月に行われた知事の記者会見において、子供の通院医療費などについて、対象年齢を拡大する方針を明らかにいたしました。この実現は、まさに子育て世帯にとりまして大きな喜びであり、強く望むものでございます。そこで、県の制度拡大の内容と本市の今後のお考えをお伺いいたします。

次世代育成支援対策行動計画に関する質問の最後として、発達支援サポートネットワークについてお尋ねいたします。

発達に何らかの課題を持つ子供や、その御家族及びそれらを取り巻く福祉や教育に携わる方々からの声に端を発し、その声を糧として、個々の成長過程に応じた発達支援への注目度は、日に日に高まってきていると言っても過言ではございません。個に応じた発達支援は不可欠でございます。事実、保護者からは我が子を通じて、現場の職員からは置かれた教育や福祉の環境を通して、さまざまな御意見を伺っております。それらの意見を要約して述べさせていただきますと、今、ようやく子供たちへの支援が目に見える形になって動き出そうとしていることを実感し、とてもうれしく、期待しております。教育現場では、担任を初め先生方が一生懸命頑張ろうと努めてくださっていることもよく伝わり、感謝しております。しかしながら、多くの先生方が、子供の言動や対応に戸惑っているとの感が否めません。親から見ると、ちょっと手を差し伸べていただければ幾らでも解決できるのにと感じることも多く、発達障害のある子供の受けとめ方や成長させるための手だてを理解できていないのではないかと日々不安を感じております。支援とは、子供の成長過程に応じた指導の積み重ねであり、その積み重ねいかにによって、子供の将来が左右されてしまいます。その積み重ねを応援していただきたいと親は切に願っております。そして、その積み重ねを応援し、つなげていくものが、まさに個別の支援計画であり、個別の指導計画であると、その作成と活用に期待をいたしております。私は、このような御意見から、現場対応だけに頼る現在の支援体制に限界を感じていることをもっと受けとめていく必要があると指摘させていただきたいのでございます。

これらの意見に対して、行政側には、「本当なの、場合にはエゴじゃないか」という受け取り方があることも承知いたしております。しかし、悩みのないところからは、このような意見は出ないのではないのでしょうか。我が子の行動を理解できないもどかしさ、そして多くの家すべての方が望むのは、専門性であり、人材であり、それらを基盤とした実効性に富んだ組織でございます。私は、本市におきましては、平成17年度に発足した発達支援サポートネットワーク会議が核となり、それらの要望を具体化する責務を担っているとらえております。それは、議場やインターネットで傍聴している保護者を初め、これまでの本市の取り組みに期待を寄せている多くの方々の共通する認識でございます。事実、昨年度には、個別の支援計画作成試行事業を実施し、本年度には、発達障害等支援事業として新規事業化するなど、目に見える足跡も残されてまいりました。

そこで、前回の第2回定例会では、就園・就学を半年に控える夏休み明けには、発達に何らかの課題を持つ子供や、その御家族及びそれらの方々を取り巻く福祉や教育現場などが抱く悩みは、より具体的な課題となることから、9月を1つのめどとして、相応の成果がお聞きできることを期待しているとの旨をこの場で申し述べさせていただきました。そこで、改めまして、本年度における発達支援サポートネットワークの実施状況と、今後の予定についてお伺いいたします。

次に、保健福祉行政について質問いたします。

1点目は、習志野市新総合福祉ゾーン複合施設整備事業についてでございます。本事業は、昭和55年開設のあかしあ学園、あじさい学園、そしてひまわり学園を皮切りに整備されてまいりました本市最大の福祉ゾーンの締めとなるものと認識いたしております。そのことは別の視点から考えますと、約30年間の福祉行政の最前線を担ってきた、いわゆる現場の反省を生かし、手戻りのない施設や組織を具体化する残された数少ないチャンスであると言えるのではないのでしょうか。既に、当該複合施設については、この8月5日から事業者の募集が行われておりますが、本市の意向がどのように反映されるかは、大きな課題でありますとともに市民の方々の関心事でもございます。

そこで、複合施設内に開設予定の(仮称)療育相談センターについてお尋ねいたします。当該センターは本市直営であること、ひまわり学園の機能を引き継ぐことなど、その概要につきましては、市民も市のホームページなどで確認することができます。しかし、先ほど申し述べさせていただきましたような反省がどのように生かされ、さらには、どのような新たな展開を計画しているかが市民の関心、とりわけ発達に何らかの課題を持つ子供や、その御家族及びそれらの方々を取り巻く福祉や教育に携わるの方々にとっては、大変気にかかるところでございます。そこで、今現在、考えている療育相談センターの機能等についてでございますが、本市の構想につきましてお伺いいたします。

2点目は、ヘルスステーションの体制強化について質問いたします。

習志野市は、目指すべき将来像として、「子供が健やかに育ち、習志野市で子供を産み育ててよかったと感じるまち」を掲げております。今日、習志野市が抱える重要課題の中でも、特に少子・高齢化社会にどう対応していくのか、確固たる体制を築くことができるかが問われております。そのためには、将来に向けた安心と安定的な保健行政を構築していくことが不可欠でございます。本市では今後、高齢者の分野、そして母子保健の分野で、対象者の状況に合わせたさらなるきめ細かな支援が必要であるなど、その現状と多くの課題を踏まえて、ヘルスステーションの保健師等、専門職が現場業務に専任体制で当たれるよう、現在、地域包括支援センターを21年度から順次委託化している方向で計画が進められております。

そこで、地域包括支援センターの業務委託についてお尋ねいたします。

1点目は、業務委託後5カ月を経過いたしました東習志野地域包括支援センターの状況について、2点目は、その委託後のヘルスステーションの体制について、その効果など、どのような変化が見られるのか、3点目は、平成22年度以降の委託に向けての進捗状況について、以上3点についてお伺いし、私の1回目の質問を終わります。

◎市長(荒木勇君) おはようございます。

きょうも一般質問、4人の皆さんから受けるわけでございますけれども、どうぞよろしく願い申し上げます。

最初に、小川議員さんの質問、順を追って答弁をさせていただきたいと思っております。

次世代育成支援対策行動計画について、こども園整備計画と既存市立幼稚園及び市立保育所の再編について、パブリックコメントをやったその結果をどういうふうに反映させているのかという御質問であります。

本年6月1日から30日にかけて実施いたしました習志野市こども園整備と既存市立幼稚

園・保育所の再編計画のパブリックコメントにつきましては、計114名の方から463件の御意見をちょうだいいたしました。これらの御意見に対しましては、市の考え方を示し、市ホームページや情報公開コーナーで公開しております。さまざまな御意見をいただきましたが、主なものは、1つ、東習志野こども園の運営・検証に関すること、2、今後のこども園整備に関すること、3、幼稚園・保育所の再編に関することなどであります。

いただいた御意見を総合的に判断させていただきました結果、以下の3点を修正させていただきました。1点目として、(仮称)杉の子こども園の整備に関する記述において、定員については地域の環境や子供の推移を勘案し、決定するという文言を加えました。これはパブリックコメント期間に実施した全幼稚園・保育所への保護者説明会での御意見や、パブリックコメントでいただいた御意見に、杉の子こども園の定員が少ないのではないかとのお声が多かったためであり、今後、保護者や地域住民などの方々との意見交換の場を設け、御意見を伺ってまいりたいと考えております。

2点目は、既存市立幼稚園・保育所の私立化に関して、計画案では、平成25年4月としていた実花幼稚園とつくし幼稚園の私立化年度を平成26年4月へと1年おくらせたこととございます。理由といたしましては、計画案では、平成18年4月2日から平成19年4月1日生まれのお子さんの保護者は、来年4月に3歳児として私立幼稚園に入園するか、再来年に隣接の市立幼稚園に入園するかを選択を本年10月に行う必要が生じ、十分に検討する時間がないと判断したためとございます。この変更によりまして、平成18年4月2日から平成19年4月1日生まれのお子さんは、実花、つくし幼稚園に入園することが可能となります。

3点目は、同じ既存市立幼稚園・保育所の私立化に当たっての移管先でございます。これは、計画案の段階では、私立化の移管先を別途策定する私立化ガイドラインで示すとしていたものを、幼稚園では学校法人または現に幼稚園を運営している者とし、保育所では社会福祉法人とするとして、それぞれ修正をしたところでございます。理由といたしましては、私立化の運営主体について保護者の皆様の御不安を払拭するためとございます。

以上の修正を加え、教育委員会議、福祉問題審議会、庁議を経まして、最終的な計画として策定をいたしました。平成19年11月以降、さまざまな議論をいただきました本計画は、まず、市民の皆様へしっかりと周知してまいることが大変重要であり、既に市のホームページ及び9月1日号の広報習志野にてお知らせしておりますが、今後も、さまざまな媒体をもって周知してまいらなければならないと認識しているところでございます。

今後の計画の推移につきましては、本定例会で委員の報償費を補正予算として上程させていただいておりますが、来月には私立化ガイドラインの策定に向け、保護者、有識者や保育者を含む策定機関を設置し、御意見をいただきながら策定してまいりたいと考えております。

あわせて、(仮称)杉の子こども園につきましても、早急に保護者や建設予定である杉の子幼稚園周辺にお住まいの方々等の御意見をお聞きしながら、設計・建設へと進めてまいりたいと考えております。今後は、計画した内容を一步一步着実に進め、就学前約9,000人の子供とその保護者への支援に一層の力を注いでまいりたいと考えております。

次に、子供の医療費助成事業の取り組みについて、千葉県制度拡大内容と市の今後の予定について伺うということでございます。

千葉県の乳幼児医療対策事業につきましては、児童手当特例給付に準じた所得制限及び自己

負担金300円のもと、ゼロ歳から小学校就学前までの入院・通院が補助対象として事業実施されております。当事業につきましては、知事は、本年5月27日に行われました記者会見の中で、平成22年度中の補助対象の拡大を明らかにいたしました。現在、補助対象をゼロ歳から小学校3年までに拡大し、平成22年度からの実施に向け、県医師会などの関係団体と協力しながら検討していると伺っております。一方、本市の子供の医療費等助成事業につきましては、現在、ゼロ歳から小学校就学前までの通院、小学校6年生までの入院にかかる保険診療の自己負担額を全額助成しているところであります。

今後の本市の子供の医療費等助成事業については、平成22年度新たに実施が予定されている子ども手当の国・県・市の財源負担割合が現段階で明確になっていないことなどもあり、本市の財政状況を勘案すると、対象年齢、所得制限の導入など、事業全体の見直しを含め、検討していかなければならない課題であると考えております。

次に、発達支援サポートネットワークについて答弁いたします。

発達支援サポートネットワーク会議の本年度の実施状況及び今後の予定についてお答えしたいと思います。まず、本年度の実施状況につきましては、ネットワーク会議をより実践力のある体制とするため、新たに教育機関から特別支援教育の先生を加えるなど、構成員の大幅な見直しを行いました。本年度は新たな体制で2回の会議を開催し、昨年度に実施いたしました試行事業の結果や発達支援システム等検討協議会の御意見を踏まえ、主に個別支援計画の様式の改善や、今年度の実施に関する検討を行いました。今年度の就学前児童における個別支援計画作成事業実施計画を策定し、本年10月1日から順次、保育所・幼稚園等に在籍する4歳児、5歳児及び障害児通園施設等の児童を対象に実施する準備をしております。この実施計画及び個別支援計画の改正案につきましては、8月20日に開催いたしました発達支援システム等検討協議会にネットワーク会議より提案し、御了解をいただいたところでございます。

次に、今後の予定といたしましては、ネットワーク会議が作成した発達障害の啓発用パンフレットを就学前の乳幼児を対象に、保育所・幼稚園を初め、ヘルスステーションなどを通じて近日中に配布いたします。また、個別支援計画作成事業実施計画の対象となる4歳児、5歳児には、各支援機関を通じて、今月末までにはお知らせを配布する予定でございます。作成を希望する保護者に対しましては、来年1月末までの期間内で日程を調整し、意見を交換しながら個別支援計画の作成を行ってまいります。なお、保育所・幼稚園での作成を支援するため、障害福祉課ケースワーカーが計画作成に積極的にかかわるとともに、発達支援システム等検討協議会の委員の御協力をいただく予定であります。これと並行いたしまして、重要な課題として位置づけている職員の研修につきましては、今月以降、保健福祉部、こども部、教育委員会の職員を対象に実施する予定でございます。講師につきましては、発達支援システム等検討協議会の委員にお願いする予定であります。

次に、療育相談センターについて答弁したいと思います。

(仮称)療育相談センターは、現在のひまわり学園を拡充して移転することを基本に、新総合福祉ゾーン複合施設整備事業における主要事業としております。あかしあ学園、あじさい学園に併設して、昭和55年に幼児言語療法施設として設置いたしましたひまわり学園は、近年、その利用状況が大きく変化しております。具体的に申し上げますと、1点目は、言語の障害だけでなく、成

長・発達に不安や心配を抱える子供の発達相談の利用が全体の8割を占めております。これは母子保健事業の充実・強化に伴い、発達上に何らかの課題を持つと考えられる子供への早期対応が図られてきた結果と考えられます。

2点目に、現在のひまわり学園の利用対象者は就学前の幼児でございますが、就学後も継続した相談を希望する方が多くなっております。これらの要望にこたえるためには、相談需要に十分対応できる施設面や、職員体制等の検討も必要であります。発達障害を初め、成長・発達上の課題を持つ子供への支援は増加することが見込まれ、さらに就学期における継続的な支援と、子育て支援という視点から、幅広く相談に結びつけられる体制の整備が必要でございます。

療育相談センターの機能につきましては、ひまわり学園の言語・聴覚の検査や指導機能を継続するとともに、個別支援計画の作成・運用を軸に据えながら、保育所や幼稚園、学校等の各機関への支援機能を考えております。発達支援システム等検討協議会からも巡回相談や訪問等、各機関への支援機能の必要性について、御意見をいただいております。

次に、組織的な位置づけとして、現在のひまわり学園を拡充して移転することを基本に考えております。利用対象者を就学期の小・中学生に拡大することや、巡回相談等の機能を考えると、こども部、教育委員会との連携はこれまで以上に重要になります。また、子供の発達や成長に不安を持つ保護者の方が、障害の有無にかかわらず、安心して相談できるような相談センターとして、早期発見、早期支援に結びつけたいと考えております。

以上のように、施設の機能、運営面、対象者などについて、発達支援システム等検討協議会の御意見、御提言を十分に伺いながら、療育相談センターが有効かつ効果的に機能するようにしてまいりたいと考えております。

次に、ヘルスステーションの体制、地域包括支援センターの業務委託等について答弁いたします。

東習志野地域包括支援センターは、ことし4月から地域包括支援センターにおける高齢者の支援体制の強化及びヘルスステーションにおける生涯を通じた健康支援、保健活動体制の強化という課題に取り組んでいくため、社会福祉法人八千代美香会に業務を委託し、5カ月間が経過いたし、8月には新しく完成した地域交流プラザブレイメン習志野へヘルスステーションとともに移転を終了したところでございます。

まず、御質問の1点目、委託後の地域包括支援センターの状況について説明させていただきます。事務室は、地域交流プラザ1階の入り口に最も近い場所に広いカウンターを設けて、ヘルスステーションと同じ場所で業務を行っております。職員は主任ケアマネジャー、社会福祉士、看護師の3人を専任スタッフとして配置し、高齢者に関するさまざまな相談業務や介護予防、ケアマネジメント業務を行っており、家庭訪問等については、必要に応じて時間外や休日も対応しております。虐待や支援困難なケースの相談につきましてもヘルスステーションと連携をし、タイムリーに対応しております。また、まちづくり会議や地区の民生委員等による会議などにも積極的に参加し、新たなメンバーによる地域包括支援センターをPRすることで、地域におけるネットワーク構築の基盤づくりを行っております。

さらには、医療や介護関係者による東習志野地域ケア会議を運営することで、地域の医師やケアマネジャーとの連携づくりを積極的に進めております。特定高齢者に対する支援体制の確立や、

地域における高齢者支援のネットワークの構築については、今後、強化・充実していけるものと考えております。新しい試みといたしましては、包括支援センターが中心になり、認知症介護者の支援として、家族の集いなども計画しております。このように、委託により活動も軌道に乗ってきており、個々のケースに対しては、専任で業務に当たれること、また、地域包括支援センターとヘルスステーションが連携・協力することで、以前よりタイムリーできめ細かな対応が可能になっております。

次に、御質問の2点目、委託後のヘルスステーションの体制についてでございますが、地域包括支援センターに配置されていた3人の職員のうち、1人は他部署に異動し、ケースワーカー及び保健師の2人がヘルスステーション職員として配置されました。ケースワーカーは、ヘルスステーション業務のうち高齢者福祉、介護保険に関することなどを中心に担当しております。保健師は、昨年までの3人から4人体制となり、配置がえになった保健師1人は、それぞれの地区担当保健師が対応していた高齢者を対象にした健康づくりと介護予防活動等の業務を中心に活動を行っております。昨年12月の議会でお答えさせていただいたヘルスステーションにおいて、保健活動に専任で取り組める体制をつくることにつきましては、多種多様な窓口業務を行っている現状ではまだ十分ではありませんが、このことにつきましても、今後引き続き、実施に向けて検討してまいります。

3点目の22年度以降の委託に向けての進捗状況でございますが、平成22年度に秋津、谷津の2カ所の地域包括支援センターについて委託する方向で調整を進めているところであります。

1回目の答弁を終わります。

◆19番(小川利枝子君) 1回目の御答弁ありがとうございました。

それでは、通告に従いまして、順次再質問してまいります。

初めに、子育て支援策の拡充についてでございますが、まず、こども園整備計画について再質問させていただきます。

先ほどは、市長の御答弁の内容から、パブリックコメントの実施結果と今後の対応について確認することができました。114名の方から463件の御意見があったということで、この御意見は大変貴重であると思っております。その主な内容として、3点についてただいま御説明がございましたが、もう少し、この一つ一つの内容についてどういう御意見があったのかお聞かせいただけますでしょうか。

◎こども部長(鶴岡智君) お答えを申し上げます。いただきました御意見の内容につきましては、市長答弁でお答えした内容に沿いまして、大きく3つに分類して主な意見をお答えさせていただきますと、1点目の東習志野こども園の運営・検証に関する事として、幼保一元化と合同保育に対する不安、こども園の運営の検証が不十分ではないか、2点目の今後のこども園整備に関する事といたしましては、(仮称)杉の子こども園の短時間児定員の45名は少ないのではないかと、子育て支援日本一を目指し、こども園は保育所・幼稚園のよいところを生かしてほしい、3点目として、幼稚園・保育所の再編に関する事といたしましては、実花幼稚園の閉園は急ぎ過ぎるのではないかと、私立化に当たっての移管先は株式会社も考えているのか、市の担当者の考え方を伺うことができ、少しずつ不安・疑問も解消されている、このままでよいというのが正直なところだが、保護者も行政も子供たちにとって何がベストなのか、これからもともに努力していきたい、以上のような御意見をいただいているところでございます。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) ありがとうございます。市民の皆様からの御意見の結果を考慮して計画を3点修正した、とてもいい判断であると思っております。では、この修正した3点でございますが、まず1点目の杉の子こども園につきましては、定員拡大を求める市民の多くの声を受けとめたと、そして定員に対する柔軟な考えを市として判断されたということであると思っております。定員拡大を求める声が多く寄せられたということは、これはこども園に対しての御理解が、それだけ今日までの経過の中で深まってきているあらわれではないかなと。またその意味から申し上げますと、大変うれしいことであるにとらえております。施設規模など、課題もございましょうが、ぜひ、十分な意見交換を今後ともしながら、進めていっていただきたいと思っております。

この件につきましては、要望といたしまして、次の修正の2点目でございますが、実花幼稚園とつくし幼稚園の私立化に関してでございます。市長の御答弁にございましたとおり、この10月に幼稚園園選択を迫られておりました現在2歳児の子を持つ保護者にとりましては、過大な不安とそれに伴うストレス、また大変混乱を招く事態が事実ございました。特に、私どもの真船議員のもとには、地元地域であることもございまして、市民からの情報を求める問い合わせだとか、不安の声が届けられてまいりました。また、真船議員も担当部局へその十分な対応を強く求めておりました。今回修正されたということは、市民の皆様はもちろんのことでございますが、私ども議員といたしましても、大変安堵いたしております。

今後、情報提供だとか、周知などの徹底というのは、これからも不可欠であろうかと思われま。つくし、実花、若松の未就園児の保護者に対してでございますけれども、その対応につきましては、どのように不安を払拭するお考え、そういうものを考えているのでしょうか。御説明をお願いいたします。

◎こども部長(鶴岡智君) お答えを申し上げます。計画が最終的に策定された現段階におきましては、改革内容を市民の皆様へしっかりと周知してまいり、このことが大変重要であると認識しているところでございます。とりわけ議員御指摘のこれから幼稚園・保育所へ入園・入所しようとする子供の保護者へのお知らせは、市としても混乱を来さないために大変重要であると、このように考えているところでございます。

周知の方法につきましては一部先ほどの市長答弁で申し上げましたので、繰り返しになりますが、これまでに市のホームページ及び9月1日号の広報習志野に掲載をしておりますほか、本計画の概要書を市立幼稚園・保育所・こども園の全保護者に配布したほか、保護者への貸し出し用と閲覧用として、幼稚園・保育所・こども園に設置しているところでございます。

また、こども部の窓口や子育て支援施設へ来られた方へのチラシの配布のほか、乳幼児の健康診査や健康相談、保護者への説明会などの機会をとらえまして計画を御案内してまいりたいと、このように考えているところでございます。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) ありがとうございます。未就園児の保護者に対する対応というものにつきましては、今後も大変重要なことになってまいりますので、保護者の声に注視していただきながら、今後も見守りながら、お願いしたいと思っております。

次に、修正の3点目の私立化に当たっての移管先ということについてでございます。先ほどの市長の御説明によりますと、移管先につきましては、幼稚園は学校法人または現在幼稚園を営んでいるもの、保育所につきましては社会福祉法人ということで限定をされました。本市では、私立

化を進めるに当たりまして、時代の変化というものを考えながら将来に向けて考えてきたわけですが、まず、多様な市民ニーズにこたえていく、そこを根本としまして、そのために選択制を拡大する必要がある、そういうお考えから、その募集に対しましても幅広く求める必要があるのではないかと、そのようなお考えを示されていたと認識いたしております。例えば、先ほども御答弁の中に出ておりましたけれども、株式会社なども含めた、今後のそういうものも考えていく余地があるのではないかと、今後の課題として研究をしていくものと認識してまいりました。今回の修正で移管先を限定した理由なんです、もう少し、今までの考えを覆すものなのか、それともどういう理由があるのか、もう少し具体的に、その辺御説明いただけますでしょうか。

◎こども部長(鶴岡智君) お答えを申し上げます。市として、株式会社等による保育所運営、これを否定したものではありません。しかしながら、現在の認可保育所の運営費や施設整備費に対する国・県の補助制度が社会福祉法人の運営のみを対象としておりますことから、市の財政負担や保育所経営の安定性を重視いたしますと、本市にとりまして、公立保育所を私立化する初めてのケースであることをあわせて考えますと、移管先を社会福祉法人、このようにすることが望ましい、このように判断したためでございます。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) ありがとうございます。了解いたしました。

では、最後に1点確認させていただきますが、今回の計画案の修正につきまして、市長の御答弁に、教育委員会議や福祉問題審議会を経て最終的な計画として策定したものであると、そのような御説明がございました。計画全体についてですが、それらの会からはどのような御意見が出され、判断をされたのでしょうか。

◎こども部長(鶴岡智君) お答えを申し上げます。習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画のこの作成に当たりまして、平成21年7月22日に開催されました平成21年第7回教育委員会議及び7月29日に開催されました平成21年第1回習志野市福祉問題審議会にお諮りしたところでございます。教育委員会議におきましては、1点目として、公立から私立化へという言葉は誤解を生じる原因になるので、例えば民間移譲のような言葉にしたらどうか、2点目としまして、パブリックコメントの中に、公立の保育と私立の保育では保育内容が違うではないかという意見があるが、保護者は納得しているのか、3点目として、パブリックコメントの結果を考慮して計画を修正するのはとてもいい判断である、地域の方々の理解を得ながら計画を進めるのは賢明であり、今後もこのように進めてほしいとの意見をいただいたところでございます。

また、習志野市福祉問題審議会では、1点目として、今回の計画でのこども園整備は、杉の子こども園と袖ヶ浦こども園が該当だが、全体のこども園計画はどうなっているのか。また、2点目として、私立となる保育所の定員に規制はないのか、3点目として、待機児童はどの程度解決されるのか、4点目として、市が豊かならばすべて公立で行うのもよいが、時代の変化に合わせて変えなければいけない、決して私立だから劣っているとは思わない、私立と公立では園児の負担に差があるので、こう考えてあげれば、私立化は以前から大賛成である、このような意見をいただいたところでございます。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) ありがとうございます。了解いたしました。

さまざま申し述べたいことはございますが、時間の関係もございますので、最後に、市長の御答弁の今回の結びに、今後は計画した内容を一步一步着実に進め、就学前約9,000人の子供とそ

の保護者への支援に一層の力を注いでいくとの御答弁がございました。先ほども述べさせていただきように、今この言葉を伺わせていただきまして、本市の子育て家庭の現場で生じているさまざまな問題を市長は真正面から受けとめると、向き合っていく、そして取り組んでいくとの本当に力強い御決意、そして温かいお気持ちがあらわれていると、またその気持ちを受けとめさせていただきたい、このように思っております。大変期待をいたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、子供の医療費と助成事業の取り組みについて再質問いたします。

先ほどの市長の御答弁でございますが、県の対象年齢の拡大に伴いまして、本市でも県並みに小学校3年生までに拡大すると、その方向で検討していると受けとめてよろしいのでしょうか。何となくあいまいな、検討しなくてはならないというような感じでの御答弁だったと思います。そのところをもうちょっとすっきりさせていただけると、市民もありがたいかなと思っております。まず、その点を確認させてください。

またあわせて、県並みに小学校3年生までに拡大するとなると、それに伴う本市の影響額というのはどのぐらいになるのか。今回は、この点について御説明をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

◎副市長(島田行信君) 小川議員の御質問は、現在、内部的に検討作業を進めております集中改革プランの見直しの関係もありますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、子供の医療費の助成につきましては、対象年齢の拡大、市長がお答えを申し上げましたとおり、県におきましては、平成22年度から小学校3年生までの通院と入院を補助対象にすると、こういう方向で現在、検討が行われているというふうに伺っております。ただ、県の制度は、御承知のとおり、所得制限と自己負担があります。自己負担は、1回の通院300円、1日の入院300円と、こういう負担であります。県がこの制度を実施することを正式に決めた場合には、本市といたしましても、県と同様に小学校3年生まではこの制度に合わせる必要があるというふうに考えておりますけれども、習志野市の場合には、いわゆる自己負担あるいは所得制限が現在ありません。したがって、これらをどうするかということを検討しなければいけません。

一方、昨日もいろいろ議論がありましたけれども、新政権のもとで、平成22年度から子ども手当の実施が予定をされているところでございますが、この財源についてどういうふうになるかと、国と県と市がどんなふうはこの財源手当をするかということが現段階では明らかではございません。こういうような状況をもろもろ考えますと、新年度に向けまして、子育て支援に関係する施策につきましては、これから国と県のいろんな動きについてしっかりと情報収集しまして、本市としても、本市の財政状況もございますが、これらをどのようにまとめていくのかということを内部的にもしっかりと詰めまして、新年度予算の組み立てをしてまいりたいと、かように考えております。

なお、小学校3年生までの通院を助成対象とした場合は、本市の影響額は約9,500万円というふうに見込んでいます。以上であります。

◆19番(小川利枝子君) 御丁寧な説明ありがとうございました。前向きな御答弁を伺えたものと受けとめました。子ども手当の財源手当がまだわからない、これから国と県の動向を見ていかなくてはならない、そして、またその上から本市の財源、そういうものとしっかりと向き合っていく、そのような御答弁であったと思います。対象年齢の拡大につきましては、多くの市民の方々からの

要望を承っているところでございます。大変な状況、今、副市長のお話を伺わせていただきまして、よく理解いたしました。しかしながら、ぜひ実施に向けまして御努力を重ねていただきたい、このように思っております。期待をいたしておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

次に、発達支援サポートネットワークにつきまして再質問させていただきます。

ネットワーク会議の構成員に、教育委員会から特別支援教育に携わる教員が新たに入るなど、先ほどの市長の御答弁の内容からはこれまでの反省点などを生かし、活動のさらなる充実を図ろうとする姿勢が確認できたと思っております。設置から4年目に入ったところでございますが、保護者の要望等を受け切れる組織になるまでには、まだ正直申しまして、まだまだ時間がかかろうかと思っております。しかし、子供も保護者も、そして発達支援サポートネットワークにかかわる方々も、決して時間的な余裕があるわけではございません。子供の成長は待たなしでございます。刻々と変化していく状況や要望等に対して迅速に対応できるよう、これからもたゆまぬ御努力をお願い申し上げたいと思っております。

そこで、再質問の1点目といたしまして、発達支援サポートネットワークの主要事業の一つでございます個別の支援計画策定事業に係る予定につきましてお伺いいたします。特に、昨年度実施いたしました試行事業の結果をどのように分析されているのか、そして、その分析をどのように生かして、今回取り組んでいくのでしょうか。具体的に御説明願います。

◎保健福祉部次長(松本栄君) お答えいたします。まず、昨年度に実施いたしました試行事業の結果ですけれども、主な反省点といたしまして、私どもといたしましては、3点ほど大きくは反省をし、見直す必要があるだろうということで考えております。

1点目は、個別支援計画の目的が保護者の皆様に伝わりにくかったということで、当然、その結果、作成に結びつかなかったケースがあったということが挙げられます。また、2点目につきましては、この計画書を作成するに当たりまして、やはり専門的な視点であるとか、技術的な支援を希望するというような声をいただいたということがございます。そして3点目につきましては、学校に引き継ぐという大きな目的があったわけですけれども、学校への引き継ぎがなかなかうまく行われなかったというケースがあったということで、これらの大きな3つの反省点を踏まえて、今年度の実施に生かしていこうと考えています。

具体的には、本年度、保育所・幼稚園に在籍する4歳・5歳のお子さんたちと障害児通園施設を利用されている児童を対象にして、個別支援計画の作成を実施する予定でございますけれども、先ほど申し上げましたような反省点を踏まえまして、まずは支援機関であるとか、親御さんたち、保護者の皆様に理解をしていただく必要があるだろうということで、先ほど市長の答弁にもございましたように、間もなくお子様たちの世帯に向けまして、発達障害の啓発パンフレットを配布したいと思っております。また、その直後になると思っておりますけれども、今月末までには、個別支援計画を作成いたしますということで、各対象となる方たちには配布をさせていただきたいと思っております。

また実施に当たりましては、これは実務的な部分になりますけれども、こども部の保育所・幼稚園が作成機関としての非常に重要なポジションとなりますので、計画書の作成や相談支援にかかわるこども部とは積極的に保護者の相談支援にかかわっていただきたいということとあわせまして、計画書の作成に取り組む実務的なきめ細かい打ち合わせを現在行っているところでございます。

また、作成に係ります支援体制といたしまして、現在、障害福祉課を初めといたしまして、発達支援システム等検討協議会委員の御指導をいただきながら、計画書作成を専門的に支援しようという体制の準備をしているところでございます。また、5歳児の計画書の引き継ぎにつきましては、教育委員会や学校、こども部、保健福祉部が十分な調整を図りながら、確実に引き継いでいきたいと思っております。

なお、昨年度試行事業に御協力いただきました方からは、学校への対応及び引き継ぎ方法に関する御指摘や、もう少し配慮すべきだという御指摘をいただいております。このようなさまざまな御意見をいただいているところでございます。また、一方で、計画書が引き継がれた後、学校側、家庭双方がよく話し合いをして、お互い試行錯誤を繰り返しながら少しずつ歩み寄りことができましたと、その結果、先生を初め周りの保護者や友達も、そのお子さんを温かく受け入れていただいている見守ってくれる素晴らしい環境をつくることができ、1学期の学校生活を終えることができましたという非常にうれしい声も聞かせていただきました。

私どもといたしましては、御指摘もございますけれども、こういううれしい声も聞かせていただきましたので、可能な限り試行に参加していただいた方と実際にお会いして、その後のお子さんの様子や学校生活での様子を伺いながら、今後の個別支援計画の実施に生かしていきたいというふうに考えております。

◆19番(小川利枝子君) 詳細な御説明をいただきました。ありがとうございました。本年度は様式等も変更されました。そして、対象者も昨年の試行は5歳児、それを4歳児・5歳児ということで、拡大することも伺いました。また、施設全体の部分で伺うということも伺いました。保護者の要望にだんだんと近づいてまいりましたことは、素直な気持ちで喜ばしく思っております。既に9月に入っております。10月1日からこの作成事業を行っていくと、そういうことでございますが、10月1日というのはもう間近です。待ち望んでいる方々のために、決して手戻りすることのないよう取り組んでいただきたい、このように強く思っております。

さて、ただいまの保健福祉部次長の御答弁からも伺えますように、個別の支援計画の作成を初め、この事業の推進には、専門性また人材、そしてそれらを基盤とした実効性に富んだ組織、これが不可欠であると常々思っておるところでございます。そこで、人材育成に係る研修について、非常に大切なことであると思っております。その辺につきましてお伺いさせていただきます。

研修は、発達支援に携わる者の資質の向上、こういうものをどういう研修をするかによって、内容だとかいろんなことがあると思うんですけれども、それが左右するものでございます。また、発達支援サポートネットワークの目的の一つでもある資質の向上というものが目的の一つであると思っております。今後の研修計画及び対象となる職員・教員への参加について、また、組織として参加しやすい環境づくりというものが、こども部、教育委員会、保健福祉部とさまざまな立場の職員、教員の方が携わっておりますので、皆さんが参加しやすいという環境づくりを、これを配慮していかなくてはいけない、このように思っておりますが、その辺につきまして、どのようにお考えになりながら現在、進めているのでしょうか。

◎保健福祉部次長(松本栄君) お答えいたします。ただいまの御質問の個別支援計画に係る研修体制ということで御質問いただきました。今年度は、発達支援を考えるというテーマで、発達支援システム等検討協議会の委員の御協力をいただきながら、個別支援計画の作成とその実践を

行うため、客観的・横断的に子供の成長・発達をとらえる知識や技術を習得することを目的として実施したいと思っております。

実施の予定ですが、まず10月1日からの個別支援計画作成の実施に向けまして、主に作成に携わる保育士、幼稚園教諭、保健師、ケースワーカー及び教育委員会や学校教員を対象といたしまして、第1回目を、間もなくですが、9月中旬に行う予定でおります。時間帯といたしましては、講師の先生の御都合もございまして、夜6時半ごろから皆集まっていたいでやろうということで、できるだけ多くの方が参加できる時間帯ということと、講師の先生の御都合ということとを両方合わせまして、そういう時間帯を設定しております。

また、その後の研修につきましては、子供の心理発達に関する研修を10月から12月にかけて、大体平均すると月に1回程度のペースで、これも検討協議会の専門の先生にお願いをいたしまして、実践力のある先生から直接御指導いただきたいということで、3回ほど予定をしております。ただ、この時間帯につきましては、逆に、皆さんの出やすいところという現場の御意見を若干聞いたところ、むしろ3時ぐらいからのほうが出やすいというような御意見もあつたりしたものですから、できればそういう時間帯でセットしたいということで、今準備をしております。

ただ、今、議員のお話にありましたように、こども部、教育委員会、保健福祉部と、それぞれの現場を抱えている職員たちが主体となった研修となりますので、やはりもう少し、時間帯であるとか、参加しやすいやり方というのは、今後もう少し詰めたとは思っておりますけれども、現時点ではそういう計画で進めたいと思っております。

また、これは継続的な研修ということになりますので、やはり継続して出ていただくということが大事だろうと思っておりますので、各所属長の皆様には、職員の出席について積極的に配慮していただけるように、私どものほうからもお願いをしまいたいと考えております。

◆19番(小川利枝子君) ありがとうございます。了解いたしました。まず、子供の気持ちを受けとめる、また、保護者の気持ちを受けとめる、この受けとめるということが大事だということを私は感じております。この受けとめることが、発達支援ということを受けとめるということがまだまだできていないのではないかと感じておりますので、今年度、発達支援を考えるということで、大変基本的なテーマを持ちながら行っていただけるということは、大変ありがたく思っております。ぜひ、有効な研修会になるよう、現場で生かされますようお願いしたいと思っております。

また、この成果等につきましては、別の機会に、改めまして保健福祉部、こども部、教育委員会、それぞれ御報告をいただくことになろうかと思っておりますが、ぜひ多くの方々が満足して、本当に参加してよかったと、現場に生かされるようになったと、そのようになるよう頑張つて計画していただけますよう、お願い申し上げます。この問題につきましては以上で終わります。

次に、保健福祉行政について移らせていただきますが、習志野市新総合福祉ゾーン複合施設整備事業ということで、この中に併設いたします(仮称)療育相談センターについて、お伺いしたいことはたくさんあるんですが、今回は1点、再質問させていただきます。

このセンターの概要につきましては、先ほどの市長の御答弁で確認できました。ひまわり学園の拡充、移転を基本としているということ、対象者の拡大を図っていくこと、また、巡回相談などの新たな機能を検討していること、そのほかもございましたが、どれをとっても、発達に何らかの課題を持つ子供、またその御家族及びそれらの方々を取り巻く福祉や教育に携わる方々にとりましては、

すべてが大変期待するものであると思っております。

今後、進捗状況を見守っていくことになろうかと思われます。その中で、この(仮称)療育相談センターがどれだけ多くの方々に認められ、期待に対して成果を上げることのできる施設になるか、ここのところが大事であり、この施設の機能及びそこに携わるスタッフと組織によると言っても過言ではないと思っております。で、集中改革プランなど、人員削減を現在打ち出している本市におきましては、新たなスタッフや組織の充実は、容易ではないということも十分承知しております。しかし、箱物行政の失敗を繰り返すことなく、新しい施設が心ある行政の形、このようになるためには、やはり機能そしてスタッフと組織、ここにあるのではないかなと思われます。

そこで、今現在、これまでのひまわり学園の実績をどのように分析し、それをこれからの機能へ、またスタッフと組織に反映させようとしているのか、大変重要なことと思っておりますので、この点につきまして御説明をいただけたらと思っております。

◎保健福祉部次長(松本栄君) お答えいたします。まず初めに、現在のひまわり学園の分析と評価ということになると思いますが、ひまわり学園は、発音が正しくできないですとか、話し声や話し言葉の異常があるとか、脳性麻痺や口腔機能の異常などが見られる就学前児童の言語療法を中心とした支援を今日まで実施し、私どもといたしましては、一定の成果もその部分については、上げてきていると評価をしております。

一方で、健康診査等の充実によりまして、言葉のおくれという視点だけでは対応できない行動や情緒面の課題があるお子様、また運動発達面の問題を抱えた子供さんなどの相談指導件数が年々増加傾向となっております。市長答弁にもございましたように、平成20年度では、相談件数の約8割がこれらの発達に関する相談だという現状でございます。多様な内容の相談がふえたことで、その質であるとか回数であるとか、量的なものについては十分に現状では相談の需要に対応できていないという面もございまして、限られた施設設備や職員で、できるだけこれらのお子さんたちや保護者の相談の受け皿として、長年にわたりまして相談指導に応じる努力を続けてまいりました。それらの取り組みにつきましては、利用された保護者の皆様からも評価をいただいていると認識しておりますけれども、現状の課題を踏まえまして、(仮称)療育相談センターでの相談や指導の質、量について検討をしなければならないというような状況にあると分析しております。

2点目の機能についてなんですけれども、先ほど御説明いたしましたように、利用件数の8割が発達に関する相談だという、こういう実態からも、やはりここを軸とした体制の整備が必要であると認識しております。また、小学校に上がったから、もうそれで障害が軽減されたとか、そういうことではなくて、やはり学校に上がっても継続的な相談をしていかなければならない、またそういう御要望も保護者の皆様からいただいているという現実、また当然、そういう体制をとるということになれば、支援機関である学校ですとか、これまで以上の連携体制の強化を図る必要性が高まってくると考えております。言いかえれば、ここがニーズであると認識をしております。

そこで、現時点で考えております機能につきましては、これまでの機能の中で継続すべきものとして、言語療法や相談機能はやはり継続すべきだろうと考えております。そして、新たに巡回相談など、これは対象者のもとに出向いていくということで、相手のフィールドでいろいろ支援をしていこうという考えのもとから、巡回相談の機能を備えることについて考えております。また、このことにつきましては、発達支援システム等検討協議会からも、まさしくこういう巡回機能というのが非常に

重要だという御意見をいただいておりますので、我々の考えと一致していると思っております。

また、継続性ですとか、各機関の連携を強化するためにも、先ほど御質問いただきました個別支援計画の活用というものが重要になると考えております。さらには、子供の相談や指導にかかわる専門職の資質向上を目的とした研修であるとか、研究事業なども機能の一つとして考えていきたいと現時点では考えております。

そして、3点目になりますけれども、一番重要な部分だろうと思っておりますスタッフの問題でございますけれども、今申し上げました機能から考えますと、現時点で私どもが想定をしておりますスタッフといたしましては、心理発達に関する専門職であるとか、理学療法士、作業療法士、また、関係機関との連携を強化するということになりますと、やはり幅広い視野で考えていかなければならないということになりますので、社会福祉士というような職種であるとか、医学的な視点による相談指導という面からも、医師であるとか保健師、あるいは看護師などが考えられるのではないかと考えております。このスタッフの問題につきましては非常に重要な問題でございますので、今後も引き続き、発達支援システム等検討協議会の御議論もいただきまして、十分吟味していきたいと考えております。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) ありがとうございます。具体的に、そして大変壮大な計画をお聞きできましたことで、私を初め保護者の方々の期待も、また一回り大きくなった思いをいたしております。この実現に向けて着実に御尽力をお願いしたい、このように要望させていただきます。

なお、御答弁にもございましたように、スタッフの配置は本当に主要な課題でございます。施設というものは人が育てていくものでございます。事業者募集も始まりました今、スタッフや組織につきましては、早期に本市の方針をかためていただきまして、市民等に御提示くださいますよう、あわせて要望させていただきます。以上でこの問題につきまして終わらせていただきます。

そして、再質問の最後となりましたが、ヘルスステーションの体制強化についてお伺いさせていただきます。地域包括支援センターの委託の目的は、まず本市の将来を見据え、高齢者の支援体制の強化を図ること、そして母子保健活動のさらなる充実が求められている、ここを重く受けとめながら、ヘルスステーションにおける保健活動体制の強化を図ることであると認識しております。本年度、東習志野地域包括支援センターの委託によりまして、先ほどの市長御答弁にもございましたけれども、以前よりタイムリーできめ細かな対応が可能となった、このような内容をお伺いいたしました。そして、積極的に強化充実を図ろうとする姿勢も確認することができました。

そこで、何点か再質問させていただきます。まず1点目は、委託後のヘルスステーションの体制についてでございます。委託により、ヘルスの保健師が3人から4人体制ということで拡充されたと、これは大変喜ばしいことであると思っております。この拡充によりまして、母子保健活動の強化・充実はどのように図られているのか、もう少し具体的に御説明いただいてもよろしいでしょうか。

◎保健福祉部長(山下みち子君) 地区担当保健師が3人から4人体制となったことで、どのような充実が図られたかという御質問でございます。ヘルスステーションにおけます保健師の地区保健活動は、地域担当制をとっております。担当地域内の妊婦、乳幼児から成人、高齢者までの幅広い対象に対する予防を中心とした保健活動を行っているところでございます。

このたび、地域包括支援センターの委託を行いました東習志野ヘルスステーションにつきましては、3人の地区担当保健師が、それぞれ担ってございました妊婦から高齢者までの健康支援の活動

のうち高齢者の部分、あじさいクラブへの健康教育ですとか、成人、高齢者を対象といたしました出前講座、転倒予防体操推進員が行います地域での普及活動への支援など、こうした高齢者に対する活動について、地域包括支援センターの委託により、ヘルスステーションに配置されました保健師が中心となって対応するといったような体制をとっております。このことによりまして、残る3人の地区担当の保健師でございますけれども、母子保健活動に重点を置いた活動を行うようになっております。

母子保健分野につきましては、発達ですとか虐待ですとか、大変難しい課題が多くなっております。そして複雑化もしておりますので、これらの早期発見や未然防止といったヘルスステーションの役割が今後ますます大きくなっていくように考えております。したがって、先ほど市長も御答弁申し上げましたように、現在、委託後のヘルスステーションで窓口業務等の検討課題も残っておりますことから、今現在、まだまだ十分と言えないというふうには認識はしておりますけれども、今後も業務の改善を図る中で、保健活動に専任できる体制をつくっていくこと、これを考えております。あわせて、母子保健活動の充実・強化に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) ありがとうございます。本市では、少子・高齢化社会に対応していくため、将来に向けた安心・安定的な保健行政の構築を今、目指して、本当に一生懸命取り組んでくださっております。そのために必要不可欠なことは、ヘルスステーションにおいて、現場業務に専任で取り組める体制をつくっていくことである、これは私も長年にわたって御指摘させていただきながら対応をさせていただいてきたところでございます。本日のこの質問に当たりまして、その辺のところもまた確認させていただいたと思っております。

そして、ただいま保健福祉部長より、そのためには業務の改善ということが、窓口業務等があると、その業務の改善というものが必要であると、そのような御答弁をいただきました。一番の問題点というのが窓口業務の改善であると、そのように受けとめました。で、検討していくということの、大変前向きな御答弁をいただいたものと理解いたしますが、その実現に向けてでございますが、現在までどのような検討を重ねてきているのか、このところをもう少し具体的に御説明願えますでしょうか。

◎保健福祉部長(山下みち子君) 窓口としましてのヘルスステーションでございますが、広く市民に周知されておりました、身近で便利な相談窓口として、重要な役割を担っております。今後は、市民にわかりやすくかつ業務の管理のしやすい窓口のあり方、こういったものを含めて、十分に検討しながら、母子保健活動の体制強化はもちろんですが、幅広い年齢を対象といたしました保健活動の分野、そして介護保険も含めました高齢者支援分野についての体制充実を図っていきたいと、このように考えているところでございます。

そこで、保健福祉部といたしましては、ことし7月に、部内に関係各課長、ヘルスステーションの所長及び関係する係長クラスまでも含めました保健福祉部内の機構改革プロジェクト、これを立ち上げました。その中で検討を進めているところでございます。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) ありがとうございます。まず、市長の先ほどのこども園のところで伺わせていただきました御答弁でございますが、繰り返し言わせていただきますが、市長は、就学前9,000人の子供とその保護者への支援に一層の力を注いでいくと、大変積極的な御決意を述べら

れました。その市長の思いを具体的に具現化していくためには、子育て支援と、また母子保健が並行して協力しながら取り組む、この姿勢が大変重要であり不可欠であると思っております。保健福祉部では、この問題を解決するため、先ほど保健福祉部長のほうから7月に機構改革プロジェクトを立ち上げましたと、そして検討を本格的にスタートさせたものと素直に受けとめさせていただきました。昨年12月も、このような点につきまして質問させていただきまして、検討していくという御答弁をいただいております、約8カ月、9カ月たっておりますので、その検討内容についてもう少し具体的な内容をお聞かせいただければと思っておりますが、その辺につきましては非常に残念ではございますが、本格的な検討につきまして、プロジェクトを立ち上げたということで受けとめさせていただいて、今回はその進捗状況を見守りながら、また改めて質問させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

なお、22年度以降の委託につきましては、秋津、谷津の2カ所の地域包括支援センターの調整を進めているということも確認をさせていただきました。具体的な進捗状況等、お伺いしたいこともございましたが、着実に進めていただくよう要望をいたしまして、また次回に、この点につきましても改めて質問させていただきたいと思っております。また、包括支援センターとヘルスの連携等、また市民の皆様からお伺いしている点もございますので、また次回、改めて御質問をさせていただきながら、またよりよい方向へと進めていただけるように御努力をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。